

第8回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年 1月25日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|------------------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 15号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 報告第 16号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 17号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 7 | 議案第 41号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 8 | 議案第 42号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第 43号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第 44号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 12件 |

○出席委員 (16名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君
7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君
10番 渡邊 裕義 君	11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君
13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員 (2名)

■番 ■■■■■ 君 ■番 ■■■■■ 君

○欠席委員 (0名)

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第8回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席なしであります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

13番・平山君 14番・小野寺君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第8回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第15号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第15号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第15号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、23.5ha。

指名年月日、令和2年12月29日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員は、渡邊委員、嶋中委員、熊谷委員、森田委員。

なお、番号2につきまして、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類が番号1と同じですので説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、2.2ha。

指名あっせん委員、高橋委員、舟山委員、澁谷委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第15号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第16号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第16号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっ

りますので、除斥を求めます。

（君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第16号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、舟山委員、熊谷委員、高松委員。

報告年月日、令和2年12月15日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

上記あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社の買い受けとなりました。

下記の一時貸付予定者が安定するまでの間、一時貸付けし、その後、売渡すこととなりましたので報告するものであります。

土地の所在、字オソツベツ660。

現況地目、畑。

面積、217,520㎡。

価格、6,688,000円。

一時貸付予定者は、[REDACTED]さん。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります澁谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

報告第16号、番号1について報告致します。

令和2年11月30日に、あっせん委員の指名があり、令和2年12月4日に熊谷委員、舟山委員、高松委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ました。

令和2年12月15日に、役場大会議室において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整しました。

相手先は[REDACTED]さんに決まりましたが、譲受人より農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、[REDACTED]による買受けとなりました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

（[REDACTED]君復席）

以上をもって、報告第16号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第17号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第17号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第17号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、嶋中委員、熊谷委員、森田委員。

報告年月日は、令和3年1月6日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野52-11。

現況地目、畑。

面積、24,026㎡外2筆、合計面積は119,845㎡。

年間賃貸料、84,480円。

借受人氏名、さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和7年11月29日まで。

続きまして、土地の所在、字西熊牛原野17-2。

現況地目、畑。

面積、51,467㎡外1筆、合計面積は115,471㎡。

年間賃貸料は、125,040円。

借受人氏名、さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和7年11月29日までとなっております。

合計5筆、合計面積は235,316㎡となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

報告第17号、番号1について報告致します。

あっせん委員に嶋中委員、熊谷委員、森田委員と私が指名をされ、令和3年1月6日に役場中会議室において、あっせん委員会を開催致しました。

当該地は、さんのあっせん申出により、さんが買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定のさん、さんに決定を致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、舟山委員、澁谷委員。

報告年月日は、令和3年1月6日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ629。

現況地目、畑。

面積、22,450㎡。

年間賃貸料、14,140円。

借受人氏名、さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和7年1月29日までとなっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋政寿君） 3番・高橋です。

報告第17号、番号2について報告致します。

あっせん委員に舟山委員、澁谷委員と私が指名をされ、令和3年1月6日に役場中会議室において、あっせん委員会を開催致しました。

当該地は、のあっせん申出により、が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定のさんに決定を致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第17号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第41号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第41号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件について一括議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第41号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字多和330番地1。

現況地目、畑。

面積、14,366㎡の内955.26㎡。

事業計画の名称、パドック整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等は、パドック955.26㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しは、農地法第5条申請中。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字多和21番地1。

現況地目、畑。

面積、38,394㎡の内7,032.38㎡外1筆、合計面積は19,731.38㎡。

事業計画の名称、ロール置場・パドック・育成舎施設整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等は、育成舎1,224.72㎡、パドック8,723.31㎡、ロール置場2,751.85㎡。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しは、農地法第4条申請中であります。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第41号、番号1、番号2について報告を致します。

1月12日に事務局より調査の依頼があり、1月18日に嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんが育成舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積や内容及び目的、計画については記載のとおりと確認をしております。

事業の規模については、妥当な面積であり周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第41号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第42号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第42号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第42号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字多和21-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,032.38㎡外1筆、合計面積は19,731.38㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的は、育成舎、パドック、ロール置き場、作業スペース。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

育成舎、1,224.72㎡。

パドック、8,723.31㎡。

ロール置き場、2,751.85㎡。

作業スペース、7,031.50㎡。

調査委員は、嶋中委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員となっております。

調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第42号、番号1について報告いたします。

1月12日に事務局より調査の依頼があり、1月18日に嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員と、事務局より小幡係長、大河原主任と私で、現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから4ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXXXXXで営農をするXXXXXXXXXXさんが、農業用施設の建設をするため農地の永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は、農振農用地区域内の農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第42号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第43号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

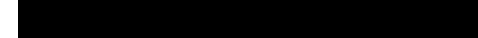
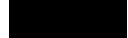
○農地係長（小幡裕也君） はい。

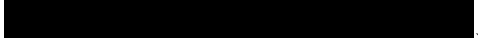
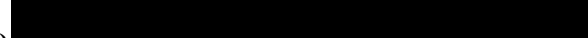
議案第43号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、、さん。

転用者、、さん。

土地の所在、字多和330-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、955.26㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、パドック整備事業。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

パドック、995.26㎡。

調査委員は、嶋中委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員となっております。

調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第43号、番号1について報告いたします。

1月12日に事務局より調査の依頼があり、1月18日に嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、 で営農をしている さんで、貸主の さんの土地で、農業用施設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は、農振農用地区域内の農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第43号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第44号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第44号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容12件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第44号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり12件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

土地の所在、字西熊牛原野52-11。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、24,026㎡外2筆、合計面積119,845㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年1月29日から令和7年11月29日まで。

土地の引渡時期、令和3年1月29日。

金額、年間84,480円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2、番号3につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字西熊牛原野17-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,467㎡外1筆、合計面積115,471㎡。

金額、年間125,040円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ629。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,450㎡。

金額、年間14,140円となっております。

なお、番号1から番号3につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件について一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字中チャンベツ原野198-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,096㎡外64筆、合計面積1,029,761㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和3年1月29日から令和33年1月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年1月29日。

金額は、無償となっております。

なお、番号5につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、金額が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字中チャンベツ原野636-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、728㎡。

利用権の期間は、令和3年1月29日から令和13年1月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年1月29日となっております。

番号4及び番号5につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。

○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第44号、番号4及び番号5について報告致します。

1月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、1月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんは、後継者である借主のXXXXXXさんに農地を貸付け、貸主のXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主の■■■■■さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断をいたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件については原案可決されました。

次に、議案第44号、番号6から番号8まで内容3件についてですが、議長の私が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当致しますので、審議開始から終了まで退席致します。

議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。

よろしいでしょうか。

○出席委員全員（15名） 異議なし。

○会長（佐藤徳市君） それでは、議案第44号、番号6から番号8まで内容3件の審議終了後に入室、着席することと致します。

森田職務代理に議長をお願い致します。

休憩致します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○会長職務代理者（森田享子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮り致します。

番号6から番号8まで内容3件につきまして、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号8まで内容3件を一括議題と致します。

なお、■■■■■番・■■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中チャンベツ242-13。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、74, 414㎡外18筆、合計面積544, 446㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和3年1月29日から令和33年1月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年1月29日。

金額、無償となっております。

なお、番号7、番号8につきまして、利用権設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、金額が番号6と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号7。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中チャンベツ242-94。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22, 589㎡。

利用権の期間、令和3年1月29日から令和33年1月28日まで。

番号8。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中チャンベツ178-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1, 196.607㎡外3筆、合計面積1, 969.181㎡。

利用権の期間は、令和3年1月29日から令和7年3月31日までとなっております。

なお、番号6から番号8までについては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長職務代理者（森田享子君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第44号、番号6から番号8について報告致します。

1月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、1月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは後継者である、借主の[REDACTED]さんに農地を貸付け、貸主の[REDACTED]さんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主の[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者（森田享子君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○会長職務代理者（森田享子君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） この賃借の終わる時期が令和33年となっておりますよね。

これはこのまま。

○会長職務代理者（森田享子君） 振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） 30年間の使用貸借での申請となっております。

○会長職務代理者（森田享子君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 了解しました。

○会長職務代理者（森田享子君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

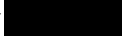
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理者（森田享子君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号8まで内容3件については原案可決されました。

（君復席）

佐藤会長に申し上げます。

議案第44号、番号6から番号8まで内容3件については原案可決されましたことをご報告致します。

ここで議長の交代を致します。

休憩致します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○会長（佐藤徳市君） 休憩前に引続き会議を開きます。

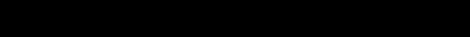
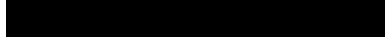
続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、、

■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、宇虹別原野669-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、22,759㎡外4筆、合計面積143,790㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年1月31日から令和8年1月30日まで。

土地の引渡時期、令和3年1月31日。

金額、年間460,128円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号9については、佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第44号、番号9について報告致します。

1月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、1月22日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおりと確認しております。

貸主の■■■■さんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主の■■■■さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断をいたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

お諮り致します。

番号10から番号12まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号12まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野364-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,238㎡外2筆、合計面積98,952㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年1月29日から令和8年1月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年1月29日。

金額、年間306,700円。

支払方法、毎年8月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11及び番号12につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号10と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号11。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野376-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,938㎡。

金額、年間84,000円。

番号12。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野57線120-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,577㎡外1筆、合計面積49,323㎡。

金額、年間132,200円となっております。

番号10から番号12については、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第44号、番号10から番号12について報告致します。

1月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、1月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主の■■■■さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号12まで内容3については原案可決されました。

以上をもって、議案第44号、内容12件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第8回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第8回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時48分閉会）